



第2回ふれあい人権講座 「インターネットと人権」

「インターネット上における
差別・人権侵害」

倉吉市人権政策課長

下吉 真二さん

今現在、以前にはなかった差別落書きや投書、インターネットを使った差別や人権侵害、同和地区を問いつけられる行為、戸籍謄本等を利用した身元調べなど、犯人は姿を隠し、本人や当事者が知らないなかで差別が発生するなど、差別は時代とともに変化し姿を変え私たちの社会に存在しています。

鳥取県内でも同和地区を問いつけられる行為が増えています。電話の当事者は、自分の行為は差別ではない、家を建てるときの判断材料に過ぎないと考えています。その結果が、差



別につながっていることを踏まえれば、問い合わせをしようとする危険性があると見え、差別につながる危険性があると見え、その発言の間違いを正し差別は許さないと、毅然とした対応が求められています。インターネット上には、グーグルマップを利用した同和地区を示す地図もあります。一旦インターネット

に掲示された情報は、削除することが難しいという課題もあります。このような現状に歯止めをかけるために県内では、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（構成団体鳥取県内19市町村と連合、部落解放同盟。会長は石田耕太郎倉吉市長）が中心となって国に「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」「部落差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める活動を2016年から展開してきました。

これからは、その情報が正しいのかどうかの判断できる力、そしてその情報の取り扱いや使用方法など、正しい知識を持つことが求められています。

参加者から

○インターネットでなんでも検索できるので、怖い時代になったなと思います。個人情報保護の意味がない。差別も無くならないが、中傷やいたずらも増えるばかり。

○ネット、知らないことがいっぱいビックリ！「鳥取ループ」どうにかならないでしょうか？下吉さんの話、皆様に知らせたいです。

○インターネット上の情報がどのようになっているのかよく分かった。部落問題に限らず恐ろしい事だと思つた。

第3回ふれあい人権講座 のお知らせ

「男女共同参画」

「ハッピーライフ&ハッピーワーク」
～幸せ創生物語～

男女共同参画よりん彩

大田 雅子さん

男女共同参画推進本部では、毎年6月23日～29日の1週間「男女共同参画週間」を実施しています。今回は、男女共同参画の視点から、「共生」、みんなが共に生きる社会、住みよい町づくりについて、学びます。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか？

日時 6月11日(火) 18時30分～20時
会場 人権センター

6月の人権相談・行政相談のご案内

日常生活の困りごと、人権問題、行政に関する内容など相談に応じておられます。相談内容については一切秘密が守られます。無料ですので、どうぞお気軽に相談下さい。

日時 6月14日(金) 9時～12時
場所 子育て支援センター
お問い合わせ

人権センター内

TEL 82-0076

